

ID: 5376

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

処分の概要	合併の認可
法令名 根拠条項	社会福祉法 第50条第3項
法令番号	昭和26年法律第45号
<p>【基準】</p> <p>法第50条、第54条の6及び施行規則第6条の規定による。</p> <p>社会福祉法</p> <p>(吸収合併の効力の発生等)</p> <p>第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。</p> <p>2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。</p> <p>3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第32条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>(新設合併の効力の発生等)</p> <p>第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。</p> <p>2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>社会福祉法施行規則</p> <p>(合併認可申請手続)</p> <p>第6条 社会福祉法人は、法第50条第3項又は法第54条の6第2項の規定により、吸収合併（法第49条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第54条の5に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第52条及び法第54条の2第1項又は法第54条の8の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類</p> <p>(2) 吸収合併存続社会福祉法人（法第49条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第54条の5第2号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款</p> <p>(3) 吸収合併消滅社会福祉法人（法第49条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第54条の5第1号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類</p> <p>イ 財産目録及び貸借対照表</p> <p>ロ 負債があるときは、その負債を証明する書類</p> <p>(4) 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類</p> <p>イ 財産目録</p>	

- ロ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - ハ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書(吸収合併存続社会福祉法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く。)
 - ニ 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第2条の7第6号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)、同条第7号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。)又は同条第8号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類
 - ホ 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第2条の8第6号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)又は同条第7号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
 - ヘ 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第2条の10各号に規定する者(第6号又は第7号に規定する者については、これらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類
 - ト 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第2条の11第6号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)、同条第7号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)、同条第8号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。)又は同条第9号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
- 2 第2条第3項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	平成30年6月15日